



島根県報

令和7年4月18日（金）

第 6 0 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（ ” ）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（ ” ）	3
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	4

【公 告】

令和7年度夏期島根県狩猟免許試験の実施	（農山漁村振興課）	5
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（ ” ）	8
公共測量の実施の変更	（技 術 管 理 課）	10
公共測量の終了（4件）	（ ” ）	10
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	（都 市 計 画 課）	11
開発行為に関する工事の完了	（ ” ）	12

【特定調達公告】

三次元座標測定機の調達に係る一般競争入札の実施	（産 業 振 興 課）	12
空港用5,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の落札者等	（港 湾 空 港 課）	15

告 示

島根県告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社かすみコーポレーション	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム月山	安来市広瀬町広瀬680-1	令和7年4月1日

島根県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、隠岐の島町土地改良区の定款変更を令和7年4月11日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
日田原地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第241号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス渡橋店 島根県出雲市渡橋町字有原472番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(4) 変更の年月日

令和 3 年 8 月 24 日

2 届出年月日

令和 7 年 4 月 3 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第242号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス渡橋店 島根県出雲市渡橋町字有原472番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 62台

(変更後) 51台

(4) 変更する年月日

令和 7 年 12 月 4 日

2 届出年月日

令和 7 年 4 月 3 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第243号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川の名称

一級河川江の川水系長戸路川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和 7 年 4 月 18 日

3 廃川敷地等の位置

(1) 江津市桜江町谷住郷427番 6

(2) 江津市桜江町谷住郷841番 7

(3) 江津市桜江町谷住郷4311番 6

(4) 江津市桜江町谷住郷4407番 3

(5) 江津市桜江町谷住郷583番 4

(6) 江津市桜江町谷住郷792番 6

(7) 江津市桜江町谷住郷793番 8

- (8) 江津市桜江町谷住郷1429番 7
- (9) 江津市桜江町谷住郷3382番 3
- (10) 江津市桜江町谷住郷5245番 3
- (11) 江津市桜江町谷住郷5226番 2
- (12) 江津市桜江町谷住郷3307番 3
- (13) 江津市桜江町谷住郷3299番 6
- (14) 江津市桜江町谷住郷1447番 6
- (15) 江津市桜江町谷住郷3298番12

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 646.07平方メートル
- (2) 土地 406.98平方メートル
- (3) 土地 10.62平方メートル
- (4) 土地 28.41平方メートル
- (5) 土地 30.43平方メートル
- (6) 土地 611.92平方メートル
- (7) 土地 37.04平方メートル
- (8) 土地 277.91平方メートル
- (9) 土地 553.99平方メートル
- (10) 土地 64.11平方メートル
- (11) 土地 446.21平方メートル
- (12) 土地 190.75平方メートル
- (13) 土地 4.62平方メートル
- (14) 土地 43.86平方メートル
- (15) 土地 105.88平方メートル

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和7年度夏期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査

運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査
---------	-------------------------

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月8日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月15日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月18日（水）	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
6月22日（日）	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

6月28日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月5日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
7月17日（木）	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市内中原町52 島根県職員会館	県内全域
7月27日（日）	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
8月1日（金）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
（電話 0852-22-5160）

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、締切日までに必着とすること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
- ・東部農林水産振興センター林業振興課
- ・東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター林業振興課
- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、5 の(3)のウの窓口にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

3 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	3 時間以上
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6 月 2 日（月）	午前 9 時 30 分～	鹿足郡吉賀町柿木 500 番地 1 吉賀町ふれあい会館	吉賀町
6 月 2 日（月）	午後 2 時～	鹿足郡津和野町池村 2863 番地 2 日原カントリーパーク	津和野町
6 月 3 日（火）	午前 9 時～	出雲市大津町 1139 出雲合同庁舎	出雲市
6 月 4 日（水）	午前 9 時 30 分～	益田市昭和町 13－ 1 益田合同庁舎	益田市
6 月 11 日（水）	午前 9 時～	松江市東津田町 1741－ 1 松江合同庁舎	安来市
6 月 13 日（金）	午前 9 時～	雲南市木次町里方 531－ 1 雲南合同庁舎	雲南市（大東町、加茂町、木次町）
6 月 13 日（金）	午後 1 時 30 分～	雲南市木次町里方 531－ 1 雲南合同庁舎	雲南市（三刀屋町、吉田町、掛合町）
6 月 18 日（水）	午前 9 時 30 分～	益田市昭和町 13－ 1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
6 月 18 日（水）	午前 9 時～	雲南市木次町里方 531－ 1 雲南合同庁舎	奥出雲町

6月18日（水）	午後1時30分～	雲南市木次町里方531－1 雲南合同庁舎	飯南町
6月25日（水）	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
6月26日（木）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265－3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
6月27日（金）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265－3 川本合同庁舎	邑南町
7月9日（水）	午前9時～	松江市東津田町1741－1 松江合同庁舎	松江市
7月10日（木）	午前9時～	松江市東津田町1741－1 松江合同庁舎	松江市、安来市（銃猟免許所持者）
7月16日（水）	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
7月16日（水）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市、浜田市（金城町）
7月16日（水）	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（旧浜田市）
7月17日（木）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（旭町、弥栄町、三隅町）
8月15日（金）	午前9時～	松江市東津田町1741－1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口に提出すること。

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・ 東部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

令和7年1月28日付け島根県報第586号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

（変更前）令和7年1月16日から同年3月24日まで

（変更後）令和7年1月16日から同年9月19日まで

3 作業地域

益田市戸田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月21日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月15日から令和7年3月21日まで

3 作業地域

安来市広瀬町下山佐地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月21日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 21 日まで
 - 3 作業地域
安来市広瀬町菅原地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和 7 年 3 月 21 日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 21 日まで
 - 3 作業地域
安来市広瀬町上山佐地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和 7 年 3 月 21 日に終了した旨隠岐の島町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（3D都市モデル作成）
 - 2 作業期間
令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 21 日まで
 - 3 作業地域
隠岐郡隠岐の島町地内
-

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 土地区画整理組合の名称
江津市蛭子北土地区画整理組合
 - 2 事業施行期間
-

平成30年12月28日から令和 7 年12月31日まで

3 施行地区

江津市嘉久志町の一部

4 事務所の所在地

江津市嘉久志町イ1436番地

5 設立認可の年月日

平成30年12月28日

6 変更認可の年月日

令和 7 年 4 月 18 日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

益田市高津一丁目イ507番 1、イ2494番 1、イ1788番20、イ502番、イ510番 2、イ512番 1、イ514番 1、イ513番 4、イ507番 1 地先からイ514番 1 地先まで、イ514番 4 地先

面積 10,592.36平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市遠田町3815－1

高橋建設株式会社

代表取締役 高橋 宏聡

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

三次元座標測定機の調達 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町 1 番地 島根県産業技術センター

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(6)光学計測機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) (1)から(6)まで全てを満たす者であって、令和7年5月9日（金）午後4時までに入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を提出し、入札開始までに参加の承認を得た者であること。入札参加資格審査の申請については、島根県ホームページ（物品の売買等に係る入札参加資格申請のご案内（令和7年から令和9年まで））で確認し、手続を行うこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課ヘルスケアビジネス推進係

電話 0852-22-6395 F A X 0852-22-5638

電子メール healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年5月9日（金）午後4時までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年5月9日（金）午後4時までの間

ただし、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4 の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 4 時まで、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和 7 年 5 月 15 日（木）午前 10 時から同月 16 日（金）午前 11 時まで（同月 15 日午後 5 時から同月 16 日午前 9 時までを除く。）

(2) 書面による入札期間

令和 7 年 5 月 15 日（木）午前 10 時から同月 16 日（金）午前 11 時（同月 15 日午後 5 時から同月 16 日午前 9 時までを除く。）までに 4 の場所へ提出すること。

なお、郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和 7 年 5 月 16 日（金）午前 11 時までに 4 の場所へ到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 3 時

イ 場所

4 の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県商工労働部産業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 3 D coordinate measuring machine, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. May 15, 2025 to 11 : 00 a.m. May 16, 2025

(3) Time limit for tender by bringing : 11 : 00 a.m. May 16, 2025

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. May 16, 2025)

(4) Date and time of bid opening : 3 : 00 p.m. May 16, 2025

(5) Contact point for the notice : healthcare business Promotion unit, Industrial Promotion Division

Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6395

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

空港用5,000立級化学消防車の調達 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和7年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社出雲ポンプ 出雲支店 支店長 梅田 英明 島根県出雲市浜町322番地2

5 落札金額

264,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年2月21日